平成２５年（フ）第１１号
三重県名張市百合が丘西４番町10番地
債務者　森下　和樹
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第９０号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地　ポートアイランド団地54棟704号
債務者　工藤　紀惠
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０号
広島県尾道市御調町大町204番地２
債務者　芝内　洋行
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第７４号
愛媛県松山市清住１丁目８番４号
債務者　嶋本　誠也
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５４号
長崎県長崎市新戸町２丁目10番13号　永野方
債務者　小川あゆみ（旧姓永野）
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５７号
長崎県長崎市宿町202番地
債務者　谷口　重子
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６号
大分県中津市大字永添1029番地
債務者　大下　英昭
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第６２号
盛岡市東中野町１番11号　コーポヨシダＮｏ５―201号
債務者　吉田　れい
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第６８号
岩手県花巻市下幅４番18号　アネックス90―102号、旧住所盛岡市東山１丁目22番17号
債務者　佐藤　陽子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第６１号
兵庫県南あわじ市賀集1028番地１　賀集住宅303号
債務者　北野　幸子
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第７号
山口県下関市彦島塩浜町２丁目10番５号
債務者　外野　純子
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第４３号
富山市舟倉1176番地
債務者　広野　悠太
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４７号
富山市黒瀬２番地２　センチュリー黒瀬306号
債務者　森　　俊
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５０号
富山市婦中町蔵島356番地
債務者　薬師　達成
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５４号
富山市鍋田３番52号
債務者　大野　厚子
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５２号
広島県福山市城興ヶ丘16番３―205号
債務者　中村　保子
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第４９０号
大阪府枚方市藤阪東町３丁目８番４―108、住民票上の住所大阪府門真市上野口町８番30号
債務者　河合　友紀
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部